

# 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

特記仕様書の適用範囲は、次のとおりとする。

- 1 本特記仕様書は、水路修繕（以下「本修繕」という。）に適用する。
- 2 本復旧にあたっては、「秋田市土木工事共通仕様書」および「秋田県土木工事共通仕様書」によるほか、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

## 第2条 目的

本復旧は令和5年7月の豪雨により被災した、水路の修繕を行うものである。

## 第3条 安全対策

河川、道路、他施設と近接して作業する場合は、境界を侵さぬよう十分確認するとともに、破損等のないよう安全を考慮し、作業すること。

## 第4条 公害対策等

汚濁水処理、騒音および振動の対策にあたっては、次のとおりとする。

- 1 汚濁水は直接河川および水路等へ流さぬよう十分注意し、作業すること。
- 2 機械施工にあたっては、騒音および振動による影響を考慮し、低騒音、低振動型機械を使用すること。

## 第5条 疑義等

本特記仕様書に定めのない事項または、工事施工にあたり疑義が生じた場合は、協議のうえ定めることとする。